

大船渡市の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針

第1 趣旨

この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)」(以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、岩手県が同法第8条に規定された県方針として位置付けている「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画」に即して策定するものであり、市の公共建築物等における市産材・気仙産材・県産材(以下「市産材等」という。)の利用促進を図るために必要な基本的事項を定めるものである。

第2 公共建築物における木材の利用促進の意義及び基本的方向

1 公共建築物における木材の利用促進の意義と効果

(1) 木材の利用促進の意義

木材の利用を促進し、木材の需要を拡大することは、「地域産業の振興(地域経済の活性化と雇用の創出)」につながるとともに、森林の適正な整備・保全の促進による、森林の多面的機能の持続的な発揮を通じた「安全・安心な暮らし」につながるものである。

また、木材は断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果があるなど、健康的で温もりのある快適な生活空間を形成するとともに、二酸化炭素の排出抑制等を通じ「地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成」にも貢献することが期待される。

(2) 木材の利用促進の効果

公共建築物は広く市民の利用に供される施設であり、木造化・内装等の木質化を図ることにより、多くの市民に対して、木と触れ合い木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能となる。

このようなことから、公共建築物に重点を置いて木材の利用促進を図ることにより、木材の利用拡大という直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用促進、さらには建築物以外の公共工事の資材、各種製品の原材料、バイオマスエネルギーとしての木材の利用拡大といった波及効果も期待できる。

2 公共建築物における木材の利用促進の基本的方向

(1) 市の役割

市は、公共建築物を整備するに当たり、自ら率先して市産材等の利用に努めるものとする。

また、市は、本方針に対する市民の理解が深まるように努めるとともに、市産材等の利用促進に向け、木材調達の情報提供を行うなど県と連携を図りながら、木材の利用に取り組みやすい体制整備づくりに努めるものとする。

(2) 関係者の役割分担と相互の連携

公共建築物及びこれに準ずる建築物を整備する市以外の者、林業従事者、木材製造業者、森林組合、その他の関係者は、本方針を踏まえ市が実施する施策に協力して、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物における市産材等の利用促進及び公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に努めるものとする。

また、岩手県産材証明制度により合法性が証明された県産材の積極的な利用拡大に努めるものとする。

(3) 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物の木材の利用促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者、森林組合、その他の関係者は、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保、並びに間伐材及び合法性等の証明された市産材等〔国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。)第 6 条第 2 項第 2 号に規定する特定調達品目に該当するものについては、その判断基準を満たす物品、及び「岩手県グリーン購入基本方針(平成 14 年 3 月 26 日制定)」に基づき、毎年度定める「グリーン購入調達方針」(以下「調達方針」という。)の特定調達品目に該当するものについては、その判断基準を満たす物品等〕の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、公共建築物を整備する者は、その整備する公共建築物において木材を利用するに当たっては、グリーン購入法第 2 条第 1 項に規定する環境物品及び調達方針に示された判断基準を満たすものを選択するよう努めるものとする。

(4) 市民理解の醸成

市は、市産材等の利用促進に向けた市民の自発的な努力を促していくため、公共建築物における市産材等の利用促進の意義等について、市民にわかりやすく示すよう努めるものとする。

第 3 公共建築物における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項

1 公共建築物における木材の利用促進

建築材料としての木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第 2 条第 1 項各号及び法施行令(平成 22 年政令第 203 号)第 1 条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物とする。

ただし、建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物とする。

(1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設、診療所、運動施設(体育館等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、文化施設(市民文化会館等)、むらづくり研修施設、市営住宅等の建築物のほか、市の事務・事業の用に供される庁舎

(2) 市以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

市以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物

2 公共建築物以外の木材の利用促進

公共建築物において使用される備品等について、機能上支障のないものは、木材を原材料としたものの利用促進を図るほか、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入についても、「いわて木質バイオマスエネルギー利用拡大プラン」に準じて、その促進を図るものとする。

また、公共工事における資材についても木材利用を促進する。

第4 市が整備する公共建築物における木材利用の目標

市は、第3の1の木材利用を促進すべき公共建築物のうち、低層(高さ13m以下かつ軒高9m以下、延べ床面積3,000㎡以下の建築物)の公共建築物について、新築・増築又は改築を行う場合は、可能な限り木造化を図るものとする。

また、高層・低層にかかわらず、その用途や状況に応じ、可能な部分については内装等の木質化を促進するものとする。

さらに、市は、公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置、又は更新する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入と市産材等を原料とした燃料の調達に努めるものとする。

なお、公共建築物において利用する木材(木質バイオマス燃料を含む)は、法令の規定等により市産材等の使用を指定できない場合、市産材等の供給が困難である場合、その他の理由により市産材等の使用が適当でない場合を除き、原則として市産材等とする。

第5 公共建築物の整備の用に供する市産材等の適切な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物における市産材等の適切な供給の確保を図るため、市や関係者(森林所有者、林業従事者、森林組合、木材製造業者等)が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による木材生産性の向上に努めるものとする。さらには、市産材等の需要と供給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進等に取り組むものとする。

また、市は、これら木材の供給に携わる関係者の取組を促進するため、必要な施策の推進を図るものとする。

第6 その他公共建築物における木材の利用促進に関する事項

1 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理費及び解体・廃棄等のコストについても考慮した上で木材の利用に努めるものとする。

2 公共建築物における木材の利用促進体制

公共建築物における木材利用の促進を効果的に図っていくため、関係機関・団体等が一体となり、木造化・内装等の木質化・木質バイオマスエネルギーの活用促進に係る情報の収集・提供を行うとともに、必要に応じて（仮称）木材利用促進会議を開催するなどして、取組の強化に努めるものとする。

附 則

この基本方針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

○ 本方針における用語の解説

1 市産材

市内の森林で生産された木材(市外で加工されたものを含む。)をいう。

2 気仙産材

気仙広域(大船渡市、陸前高田市、住田町)内の森林で生産された木材(広域外で加工されたものを含む。)をいう。

3 県産材

岩手県内の森林で生産された木材を、原則として県内で加工されたものをいう。

4 木造化

建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

5 内装等の木質化

建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

6 森林資源の循環的な利用

針葉樹林は、伐採、新植、間伐を概ね 50 年を周期として実施する。